

令和 2 年度税制改正大綱が令和元年 12 月 20 日に閣議決定されました。今回はその中から主要なものの概要をいくつかご紹介させていただきます。

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 342 回

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。皆さま、今年度の目標はたてられましたか。まだたてられていない方は是非早急にあたってください。それが事業を成功させる基かと思ひます。と同時に、やはり情熱を持って事業にあたっていただくことが必要かと思ひます。

ところで今年はどうなる年になるのでしょうか。正月早々アメリカ・イランの衝突があり、「いざ戦争」かと気をもむような事になりました(去年は北朝鮮問題でやはり戦争危機が予測されましたが)。

さあ今年の経済はどうなるか!!

- ① 米中貿易戦争の継続
- ② 中国の景気減速(成長率5%を切りました)
- ③ アメリカ・イランの衝突と原油価格上昇、そして円高
- ④ 世界経済の成長鈍化
- ⑤ 続く日本と韓国の関係悪化
- ⑥ ヨーロッパを中心に金融緩和ドミノ現象が広がり円高加速
- ⑦ 消費税率UPの悪影響と購買力の減少
- ⑧ オリンピック終了後の需要減退(金利率が低いうちは不動産価格も落ちない。逆に、人手不足が解消されるという意見もあるが)
- ⑨ 所得が上がらないと購買力が上がらない恐れがある

とかなり厳しい動きの中、特に8月以降はより厳しい景気ダウンが予測されますので皆さま備えをよろしくお願ひします。

そしてトランプ政権の動きも気になりますね。また日本企業の統括能力の低さ、生産性の低さ、従業員の会社に対する思いの低さも気になりますね。こんなにいい国なので、我々国民自身で国のために何か努力をしなければと最近いつも思ひます。

前田の《今人生を語る》第 247 回

めざめよ日本人(169)

今の日本にとって本当に大変なのは「内から日本を蝕むもの」が多すぎる事ですね。たとえば国家意識を欠く官民ファンドにより中国に「身売り」されるジャパンディスプレイ、さらには中国から金をもらって中国に権利を売る某議員、北の「泥船」を追い返す気力もない専守防衛国…。

この国が心配でたまりませんね。

1. 個人課税

- ① 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し

令和 2 年分以後の所得税から未婚のひとり親で生計一の子がいる場合に、寡婦(夫)控除の適用対象となります。また、寡婦に寡夫と同等の所得制限(所得 500 万円)が設けられ、子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額(所得税: 27 万円⇒35 万円、個人住民税: 26 万円⇒30 万円)になります。

なお、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外となります。

- ② 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和 5 年分以後の所得税につき、国外居住親族のうち、留学生や障害者、送金関係書類においてその年に 38 万円以上の送金等が確認できる者を除く **30 歳以上 70 歳未満の成人** について、**扶養控除の対象とならないこと**となります。なお、個人住民税についても同様となります。

2. 法人課税

- ① 連結納税制度のグループ通算制度への移行

令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、連結納税制度について、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位とし、各法人が個別に法人税額の計算・申告を行い、損益通算等の調整を行う **グループ通算制度**に移行されることとなります。

- ② 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充

企業版ふるさと納税について、手続が簡素化・迅速化されるほか、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、**税額控除割合が現行の 3 割から 6 割に引き上げられます。**

3. 消費課税

- ① 消費税の申告期限の延長

令和 3 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から、「法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書」を提出した場合には、**消費税の申告期限を 1 月延長する特例**が創設されます。ただし、納付期限については延長されず、延長した期間に対して利子税がかかるため、実務上は法人税と同様に見込納付を行う必要があります。

- ② 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除の制限

令和 2 年 10 月 1 日以後の住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産に該当するもの(居住用賃貸建物)の課税仕入れについて、**仕入税額控除制度の適用が認めないこと**となります。ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、引き続き仕入税額控除制度の対象となります。